

据置期間及び償還免除判定について

①令和4年3月31日まで、貸付決定分

資金種類		判定対象となる課税要件	償還の据置期間	償還開始
緊急小口資金		令和3年度又は令和4年度が住民税非課税	令和4年12月まで もしくは12ヶ月	令和5年1月から もしくは上記以降
総合支援資金	初回			
	延長貸付	令和5年度が住民税非課税	令和5年12月まで	令和6年1月から
	再貸付	令和6年度が住民税非課税	令和6年12月まで	令和7年1月から

②令和4年4月1日以降、貸付決定分

資金種類		判定対象となる課税要件	償還の据置期間	償還開始
緊急小口資金		令和5年度が住民税非課税	令和5年12月まで	令和6年1月から
総合支援資金	初回			